平成２２年（フ）第２１０２号
北海道浦河郡浦河町堺町東４丁目２番９号
債務者　浦河製材株式会社
代表者代表取締役　中村　久司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２４号
札幌市中央区南３条西２丁目　テス３・２ビル４階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南３条西３丁目５番地２
債務者　株式会社テス・カンパニー
代表者代表取締役　田村　則之
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田美津夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目１番１―607号
債務者　株式会社中谷
代表者代表取締役　中谷　照幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時40分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９８号
盛岡市本宮字谷地144番地
債務者　株式会社ライズ
代表者代表取締役　岩﨑　俊一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林利哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７３号
愛媛県松山市古川南２丁目19番25号
債務者　株式会社サンキュークック
代表者代表取締役　吉田　裕吾
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時30分
松山地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市外町147番地
債務者　竹久技研こと　竹久　茂樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　破産債権の届出期間　平成22年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５７８号
名古屋市緑区浦里３丁目287番地　ユニーブル浦里705号、住民票上の住所名古屋市南区滝春町19番地の39
債務者　河野　利夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　恭久
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
愛媛県越智郡上島町岩城219番地２
債務者　神谷　明子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５８号
愛媛県越智郡上島町岩城219番地２
債務者　神谷　　実
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８６６号
仙台市太白区西の平２丁目７番５号
債務者　遠藤　茂樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　拓生
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
秋田県大館市釈迦内字稲荷山下129番地２
債務者　佐藤　久徳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５２号
秋田県大館市釈迦内字稲荷山下129番地２
債務者　佐藤ノリ子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２１０号
福島県伊達郡川俣町山木屋字大清水33番地の３
債務者　大内　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　昭弘
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
奈良県大和郡山市中鍛冶町20番地
債務者　岡本　公男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東２条北１丁目１番地１
債務者　井出　　操
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
釧路地方裁判所